

利根川水系農業水利協議会 群馬県支部規約

(名 称)

第1条 この会は、利根川水系農業水利協議会群馬県支部という。

(目 的)

第2条 この会は、利根川水系における農業用水の確保及び渇水の対策など、農業水利に関わる諸問題を検討、協議するとともに、地域農業者の利益と福祉の増進を図り、もって農業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業用水確保のための河川の流況、ダム貯水量、利水状況等水利情報の交換
- (2) 渇水時における農業用水の課題と対応策の検討
- (3) 水管理及び施設の維持管理に関する費用負担の合理化等の検討
- (4) 水利権更新時などにおける各種調整の円滑化
- (5) 農業用水の確保のため、技術力の向上を図る研修会等の開催
- (6) 各種建議及び要請など、この会の目的を達成するため必要な事項

(地方部会)

第4条 この会に各農業事務所単位の地方部会を設けることができる。

(会員の資格)

第5条 この会の会員は、利根川水系に関係ある土地改良区等及び県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）とする。

- 2 前項の会員のほか、利根川水系のかかわる団体で、幹事会で推薦した者のうち総会において会員とすることを適当と認めたものは、会員とすることができる。
- 3 会員は、諸事の理由により、この会を脱退するときは県支部に、その旨を書面により提出するものとし、脱退は総会の承認を得るものとする。

(委 員)

第6条 この会に委員11名を置く。

- 2 委員は、委員会において選出し、総会において承認を得る。
- 3 会長は県土連会長をもってあて、副会長3名、監事2名を委員会において互選する。
- 4 会長及び副会長3名は本部委員としてその任にあたる。
- 5 委員の任期は2年とし、総会で承認を得た日の翌日から2年後の総会開催日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 6 委員に変更があった場合は、その後任者が新委員となり、任期は前任者の残任期間とする。

(幹 事)

第7条 この会に幹事10名（程度）を置く。

- 2 幹事は原則として委員選出土地改良区の事務局長等をもってあて、県土連の事務局長等を幹事長とする。
- 3 本部幹事として、本部委員となっている土地改良区の幹事の中から1名を委員会において互選し、県土連の事務局長等とともに、その任にあたる。

(顧問及び研究員)

第8条 この会に顧問及び研究員を置く。

- 2 顧問は県農村整備課長及び県土連常務理事とし、委員会において意見を述べることができる。
- 3 研究員については、おおむね以下のとおりとする。

(1) 県農政部農村整備課担当係の補佐(係長)等	1名
(2) 各農業事務所農村整備課(センター)より選任された水利関係担当者	7名
(3) 副会長選出土地改良区の幹事の中から委員会において互選	1名
(4) 県土連水利関係担当課長等	1名
- 4 前項(1)及び(3)、(4)の研究員は本部研究員としてその任にあたる。

(会議)

第9条 この会は、毎年1回総会を開き、規約の変更、予算、決算、委員の承認、その他必要な事項を付議するものとする。

- 2 委員会は、会長が必要に応じて開催し、次の事項を協議する。
 - (1) 総会に提案する事項
 - (2) 第3条に定める事業の実施に関する事項
 - (3) その他必要な事項
- 3 総会は会員の半数以上の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところとする。

ただし、規約の変更については、出席会員の3分の2以上の同意を要するものとする。
- 4 総会及び委員会の議長は会長がこれにあたる。ただし、会長に事故等のあるときは副会長が議長をつとめる。
- 5 幹事会は幹事のほか必要に応じ研究員が参加して、第2項に定める事項について協議する。
- 6 幹事会は幹事長が必要に応じて開催し、幹事長が招集する。
- 7 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたる。

(事務局)

第10条 事務局は群馬県土地改良事業団体連合会に置く。

- 2 事務局はこの会の目的を達成するため、円滑な運営に努めるものとする。

(経費)

第11条 この会の会計は、会費およびその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は予算の定めるところにより、毎年総会で定められた期限内に納入するものとする。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- この規約は、平成10年4月1日から施行する。
- この規約の一部改正は、平成13年4月24日から施行する。
- この規約の一部改正は、平成14年5月8日から施行する。
- この規約の一部改正は、平成16年5月13日から施行する。
- この規約の一部改正は、平成23年5月16日から施行する。
- この規約の一部改正は、平成26年7月1日から施行する。